

中間とりまとめからの変更箇所

頁	該当箇所	中間とりまとめ	部会報告(案)
3	2(1)イ(イ) 配慮書に記載すべき内容	調査・予測は、原則として既存資料をもとに実施し、情報の蓄積が不十分な場合には必要に応じ現地調査を実施すること、また、評価は、複数案を対象に原則として <u>比較評価</u> を行うこと、さらに、複数案の調査・予測・評価を踏まえた環境配慮を行うことが適当である。	調査・予測は、原則として既存資料をもとに実施し、情報の蓄積が不十分な場合には必要に応じ現地調査を実施すること、また、評価は、複数案を対象に原則として <u>比較整理により</u> 行うこと、さらに、複数案の調査・予測・評価を踏まえた環境配慮を行うことが適当である。
4	2(1)イ(エ) 審査会の役割、 配慮意見書の送付	配慮意見書の作成にあたっては、公平性、客観性等を確保するため、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会(以下、「審査会」という。)に意見を求めることが適当である。また、行政手続の透明性の観点から、手続に係る期間については、あらかじめ明らかにすべきであり、配慮意見書は、方法書の手続と同様に、配慮書の告示後90日以内に事業者に送付することが適当である。	配慮意見書の作成にあたっては、公平性、客観性等を確保するため、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会(以下、「審査会」という。)に意見を求めることが適当である。また、 <u>事業者に対し、配慮書に対する市民意見についての見解または必要な資料の提出を求めることが望ましい。</u> さらに、行政手続の透明性の観点から、手続に係る期間については、あらかじめ明らかにすべきであり、配慮意見書は、方法書の手続と同様に、配慮書の告示後90日以内に事業者に送付することが適当である。

頁	該当箇所	中間とりまとめ	部会報告（案）
5	2(1)イ(オ) 方法書以降の手 続段階への反映	事業計画を概ね特定する際には、環境面の影響についての評価のほか、事業の必要性、経済性、社会性等も含めた総合的な評価が行われることとなるが、その過程において、事業者は、配慮書に対する市民意見や配慮意見書に記載された意見を踏まえて、事業計画を概ね特定し、方法書を作成すべきである。	事業計画を策定する際には、環境面の影響についての評価のほか、事業の必要性、経済性、社会性等も含めて総合的に判断されることとなるが、その過程において、事業者は、配慮書に対する市民意見や配慮意見書に記載された意見を踏まえて、事業計画を概ね特定し、方法書を作成すべきである。
5	2(1)イ(カ) その他	また、対象事業が市街地開発事業として都市計画に定められる場合または対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合には、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、事業者に代わるものとして、方法書から評価書までの手続を行うことができることとしており、この場合にあつては、 <u>配慮書の手続の実施者等について、別途検討することが適当である。</u>	また、対象事業が市街地開発事業として都市計画に定められる場合または対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合には、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、事業者に代わるものとして、方法書から評価書までの手続を行うことができることとしており、 <u>配慮書についても、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、事業者に代わるものとして手続を行うことができること等について検討することが必要である。</u>

頁	該当箇所	中間とりまとめ	部会報告（案）
6	2(2)ア(イ)a 有効な周知方法・縦覧方法	<p>改正法において、行政手続の電子化の進展等を背景として、図書の電子縦覧が義務付けられたこともあり、今後は、市条例においても電子縦覧を制度化するとともに、現在の縦覧場所を見直すことや、自宅等で落ち着いて読むことができるように図書を積極的に貸し出すなど、市民のニーズにあった効率的かつ効果的な縦覧を実施すべきである。</p>	<p>改正法において、行政手続の電子化の進展等を背景として、図書の電子縦覧が義務付けられたこともあり、今後は、市条例においても電子縦覧を制度化するとともに、現在の縦覧場所を見直すことや、自宅等で落ち着いて読むことができるように図書を積極的に貸し出すなど、市民のニーズにあった効率的かつ効果的な縦覧を実施すべきである。</p> <p><u>また、対象事業の環境影響評価の</u> <u>手続終了後も、一定期間、市公式ウ</u> <u>ェブサイトにおいて図書の電子デ</u> <u>ータを掲載することが望ましい。</u></p> <p><u>なお、事業者自らも環境影響評価</u> <u>手続の各段階において図書の内容</u> <u>を公表することが望ましい。</u></p>
8	2(2)イ(ア) 工事の長期化・長 期中断案件への 対応	<p>今後は、事後調査の手続の考え方を見直し、工事が長期間に及ぶ場合には、事業者が定期的に調査結果を報告する規定を設けること、事後調査を工事中と存在・供用時に区分し、施設の一部供用を開始する際に存在・供用時の事後調査計画書を提出し、事後調査を開始する仕組みとすること、さらに施設の一部供用が長期間に及ぶ場合等に必要と認められる時期にも調査を行い、その結果を報告する規定を設けることが必要である。</p>	<p>今後は、事後調査の手続の考え方を見直し、工事が長期間に及ぶ場合には、事業者が定期的に調査結果を報告する規定を設けること、事後調査を工事中と存在・供用時に区分し、施設の一部供用を開始する際に存在・供用時の事後調査計画書を提出し、事後調査を開始する仕組みとすること、さらに施設の一部供用が長期間に及ぶ場合等に必要と認められる時期にも調査を行い、その結果を報告する規定を設けることが必要である。</p> <p><u>なお、市長は、これらの報告につ</u> <u>いて速やかに公表することが必要</u> <u>である。</u></p>

頁	該当箇所	中間とりまとめ	部会報告（案）
11	2(3)イ リプレース事業 の環境影響評価 のあり方	環境負荷の低減が図られる事業であっても調査等を含めた全体の 手続期間について、新たな場所に設置しようとする場合と同程度の時間を要し、早期に供用されないことは課題である。したがって、リプレースにより環境負荷の低減が図られる事業については、環境影響評価項目の削減または調査若しくは予測手法の簡略化により環境影響評価の期間の短縮が図られるよう、技術指針を見直すべきである。	環境負荷の低減が図られる事業であっても調査等を含めた全体の 手続期間について、新たな場所に設置しようとする場合と同程度の時間を要し、早期に供用されないことは課題である。したがって、リプレースにより環境負荷の低減が図られる事業については、環境影響評価項目の削減または調査若しくは予測手法の簡略化により環境影響評価の期間の短縮が図られるよう、技術指針を見直すべきである。 <u>なお、技術指針において、事業者が項目の削減または手法を簡略化することができるリプレース事業の定義、その簡略化等の基準を明確にする必要がある。</u>
14	3 将来的な検討課題	また、新たな制度を施行したのち一定期間を経た時点において、制度の施行状況を点検するとともに、市を取り巻く自然的・社会的な環境変化の動向も踏まえ、 <u>必要に応じ</u> 制度を見直していくことが必要である。	また、新たな制度を施行したのち一定期間を経た時点において、制度の施行状況を点検するとともに、市を取り巻く自然的・社会的な環境変化の動向も踏まえ、 <u>適切に</u> 制度を見直していくことが必要である。
14	附帯意見	新たな環境影響評価制度の施行にあたっては、制度の仕組み、意義、効果等が市民に十分理解されるよう、市民、事業者及び行政の役割等を具体的に説明するなど、積極的・継続的な周知に努めることが大切である。	新たな環境影響評価制度の施行にあたっては、制度の仕組み、意義、効果等が市民に十分理解されるよう、市民、事業者及び行政の役割等を具体的に説明するとともに、 <u>制度の仕組み等を平易に記載したパンフレットを作成するなど、積極的・継続的な周知に努めることが大切である。</u>